平成２９年（フ）第４７７号
埼玉県川越市大字上戸315番地47　（アメニティーハウス202号室）
債務者　重吉　広美
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５２０号
埼玉県坂戸市清水町13番20号　ワールドステイ一期の家坂戸清水町、前住所埼玉県坂戸市東坂戸２丁目29番104号
債務者　関根　　守
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２５０号
埼玉県熊谷市箱田５丁目17番13号　コーポラス・ツカサ・105号
債務者　栗原　正義
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８９号
千葉県東金市家徳221番地６
債務者　山下　鮎子（旧姓中川原）
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９３号
千葉県東金市菱沼602番地11
債務者　布施　徹也
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１号
千葉県旭市江ケ崎1590番地
債務者　三上　綾子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１４６号
長野県中野市大字間山1014番地
債務者　矢野　勝由
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
岐阜県恵那市大井町1652番地１　レジデンスコンフォート　B101、従前の住所愛知県弥富市鯏浦町方六10番地　ハイツウサミ　Ａ－103
債務者　鷹見　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２５２号
静岡県裾野市茶畑15番地の１　フレグランス道添Ｂ－101
債務者　住沢千登勢
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２８７号
静岡県沼津市青野59番地の１　ホープウェル青野201
債務者　宮之前良績
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０１号
愛知県愛知郡東郷町白鳥３丁目27番地８　コンフォール白鳥101号
債務者　長谷川　弘
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２１５号
愛知県北名古屋市宇福寺天神176番地　ラフレシール202号
債務者　岩田　健二
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２０号
愛知県一宮市森本２丁目23番13号　ビアンシャトー101号
債務者　藤田　諒人
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１４８号
愛知県江南市東野町鐘鋳山81番地　県営東野住宅３棟310号
債務者　ヘアーブティックタヤこと　山田　幹治
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１１５号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1488番地の14　サンライズＮＯＡⅡ－102号、前住所群馬県邑楽郡明和町中谷397番地７　レオパレスシャトルエース108
債務者　櫻井　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１１６号
群馬県館林市松原２丁目25番14号　レオパレスさぎしま－201、前住所群馬県館林市成島町581番地の１　成島ハイツ－202
債務者　高橋　幸夫
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
前橋地方裁判所太田支部